

財 政 第 2 3 号
厚生労働省発健生 0115 第 2 号
令和 6 年 1 月 15 日

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 田中 一穂 殿

財務省大臣官房総括審議官 坂 本 基

厚生労働省健康・生活衛生局長 大 坪 寛 子

令和 6 年能登半島地震における災害関連の貸付制度に係る取扱いについて

標記の件について、別添のとおり特例措置を講ずることとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

令和6年能登半島地震における災害復旧貸付の特例措置について

令和6年能登半島地震による災害により中小企業者及び中小企業団体(以下「中小企業者等」という。)が受けた被害は極めて甚大であることに加えて、被災地域において停電被害が発生する等広範囲に影響が及んでおり、これら被災中小企業者等の早急な立ち直りを支援する必要がある。

このため、令和6年能登半島地震により被災した中小企業者等に対する特段の措置として、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部の災害復旧貸付については、下記のとおり拡充されたい。なお、下記に記載のない事項については、通常の災害復旧貸付と同様の扱いとされたい。

1. 直接被害者

令和6年能登半島地震の被害を受け、次のいずれかに該当するもの

- (1) 同災害により直接の被害を受けた者
- (2) 同災害に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者

2. 貸付利率

基準利率とする。ただし、1の(1)に掲げるもののうち、令和6年能登半島地震による災害により災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第一条第一項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者については、1千万円(中小企業団体にあっては3千万円)を限度として貸付後3年間の適用金利を基準利率-0.9%とする。

3. 遡及適用

令和6年1月1日以降に貸付を受けた者であって、上記の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り本特例措置を適用できるものとする。